

専門医共通講習・皮膚科領域講習申 請の手引き／運営マニュアル

2017年12月1日作成

2019年2月14日改訂

日本皮膚科学会事務局

目次

- 1 専門医共通講習，皮膚科領域講習とは・・・ p. 1～3
- 2 申請のための手続き，運営方法の概要・・・ p. 3～5
- 3 講習会検討時の注意点・・・・・・・・・・・・ p. 6
- 4 その他、Q & A・・・・・・・・・・・・ p. 7

1. 専門医共通講習・皮膚科領域講習とは・・・

新たに開始される機構認定専門医制度では、更新に必要な単位として従来のように学会に参加することで得る参加単位でなく、すべての基本領域専門医が共通して受講する医療安全・感染対策・医療倫理等の専門医共通講習と各領域が定める領域別講習（皮膚科では皮膚科領域講習）の受講証明が主に求められることとなります。

※更新に必要な単位の内訳は次のとおり。これらの項目の合計で50単位を取得する。

項目	取得単位
i) 診療実績の証明	最大10単位（初回更新に限り症例報告5単位必須。2回目以降は任意）
<u>ii) 専門医共通講習</u>	最小3単位、最大10単位 （このうち3単位は必修講習）
<u>iii) 皮膚科領域講習</u>	最小20単位（取得方法によっては最小10単位）
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最大10単位（取得方法によっては最大20単位まで可能）

1-1. 専門医共通講習について

■すべての基本領域専門医が共通して受講する講習です。具体的には以下のとおりです。

1. 医療安全講習会
2. 感染対策講習会
3. 医療倫理講習会
4. 地域医療講習会
5. 保険医療講習会
6. 臨床研究／臨床試験講習会
7. 医療事故検討会
8. 医療法制講習会
9. 医療経済（保険医療等）に関する講習会
10. その他

専門医資格を更新する場合、5年間の認定期間のうち1～3の講習会は1回以上受講する必要があります（必修項目）。

1-2. 皮膚科領域講習について

■皮膚科領域専門医が最新の知識や技能を身につけるために、受講する講習です。具体的には以下のとおりです。

1. 皮膚科専門医委員会が指定する学術集会における教育講演，講習会，特別講演，シンポジウム，ワークショップ，指導医講習会。
2. 皮膚科専門医委員会が指定する学術集会におけるその他の形式の講演は

- 個別に審議し、領域別講習にふさわしい内容と判断したもの。
3. 皮膚科専門医委員会が指定する学術集会における共催セミナーは皮膚科専門医委員会が個別に審議し、領域別講習にふさわしい内容と判断したもの。
 4. 上記1及び2の講習会のE-ラーニング。
E-ラーニングを実施するには、受講証明のため5問以上の問題の作成が必要となります。
 5. 日本皮膚科学会の総会、支部学術大会、地方会で開催する一般演題。なお、一般演題の聴講は半日（2時間以上）につき1単位として認める。
 6. 皮膚科専門医委員会が指定する学術集会における実習型の講習会は半日（1時間以上）につき1単位として認める。
 7. 日本皮膚科学会主催の教育講習会

1-3. 単位数について

- 受講者：60分の講演を受講すると専門医共通または、皮膚科領域講習（一般演題、実習型の講習を除く）の単位が1単位付与されます。
例）120分講習を聴講した場合、2単位付与となります。
- 演 者：60分の講演を行うと皮膚科領域講習（一般演題を除く）または、専門医共通講習の単位が2単位付与されます。※講師が2人の場合は、それぞれに2単位となります。
例）120分の講演のうち60分講演し60分聴講した場合は、3単位付与となります。
- 座 長：皮膚科領域講習、専門医共通講習の単位としてではなく、「学術業績・診療以外の活動実績」として1単位付与されます。

1-4. 単位が付与される条件について

- ・ 受講者が単位を取得するには、それぞれの教育講演などの受講履歴を取得する必要があります。
- ・ そのため、教育講演や講習会を開催する会場の出入り口に受付端末を設置します。受講者はそれぞれの教育講演の受付時間（講演時間とは異なります）に当該端末に付属するICカードリーダーに日本皮膚科学会の会員証をかざし、受講履歴を取得します。
- ・ 受付時間を過ぎた後に受付端末に会員証をかざしても受講履歴を取得することができません。
- ・ 途中退席（お手洗いなどの一時退席を除く）をした場合、受講単位が認められないことがあります。

■受講者管理

- ・各会場の受付は、日本皮膚科学会の会員証で入場を管理します。会員証を忘れた方には、「仮会員証」を当日ご用意しますので、そちらを利用し受講履歴を取得してもらうようにしてください。
- ・「仮会員証」は、使用終了後、学会本部に返却するようしてもらってください。会員証の返却がない場合、受講単位は認められません。なお、「仮会員証」を紛失した場合には、再発行手数料（1,000円）の支払いを以って受講手続きが終了、単位取得となります。

2. 申請のための手続き、運営方法の概要とは・・・

- ・申請が承認された主催学会様は、本学会の運営マニュアルに従って、運営をお願いします。
- ・運営マニュアルを遵守できない場合、日本専門医機構から単位を付与されない可能性がありますのでご注意ください。また、入場管理等の運営方法は、本学会の入場管理ソフトを使用していただくことになります。
- ・入場管理ソフトやカードリーダーなどは本学会から貸与します。また、当日の機材オペレーターとして本学会からスタッフを1名派遣することも可能ですが、その際にかかる費用（旅費や宿泊費）のご負担をお願いいたします。
- ・運営（会社または事務局）側で、端末用の電源や机などの会場備品をご準備ください。また、必要に応じて誘導スタッフなどもご手配ください。

2-1. 申請の手続きについて

- ・次ページの流れに従い、申請してください。研修会の申請を受け付けましたら、営業日1週間以内に「申請を受け付けました」という旨のメールをお送りしますので、メールのご確認をお願いします。
なお、申請に必要な様式は、[こちら](#)からダウンロードください。

2-2. 申請から講習会実施、終了後の手続きのフロー

STEP1 学会実施 3ヶ月前
所定のフォーマットに必要事項を記入のうえ、本学会に提出ください。

※下記メールアドレスに添付

Mail : tni-shinsei@dermatol.or.jp



STEP2 申請書類の審査 2ヶ月前
日本皮膚科学会にて申請内容をもとに審査を実施します。



STEP3 審査結果の通知 1.5ヶ月前
審査結果を連絡します。
受講単位として認められた場合、受付に必要なソフトウェアとICカードリーダー及び仮会員証などをお送りします。
参加者への周知のため、抄録やHPに「どの演題が受講単位となるか」を明示していただく必要があります。そのため、お早めのお手続きをお願いします。



STEP4 受付システムのインストール・動作確認 0.5ヶ月前
お送りしたソフトウェアとICカードリーダーなどの動作確認をお願いします。不具合があった場合には、適宜お知らせください。別途、再送します。



STEP5 各会場の受付を実施 学会当日
学会を実施し、それぞれの教育講演の受付を行っていただきます。



STEP6 受付データの提出 学会終了後
受付データを日本皮膚科学会に提出してください。
日本皮膚科学会の会員データベースに反映します。



STEP7 事後処理 学会終了後
受付に使用したICカードリーダー、仮会員証を日本皮膚科学会に返送してください。また、受付ソフトのアンインストールを実施してください。

承認通知文例：

20●●年●月●日

△△学会 御中

公益社団法人日本皮膚科学会

皮膚科領域講習の承認通知

謹啓 平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につき、貴会より提出された別添の講演を皮膚科領域の基準を満たした内容と認められましたので、その旨通知いたします。

なお、受付に使用するソフトウェアと IC カードリーダーなどをお送りします。詳細については同封のマニュアルを確認の上、事前準備を開始ください。

謹白

3. 講習会検討時の注意点

■プログラム企画にあたって

- ・単位付与については、講演開始から終了まで受講する必要があります。
- ・受講履歴取得のために原則として、講演終了後の退場を促してください。
- ・スムーズな受講者の入れ替えのためにも講演と講演の間を15分程度あけていただくことが望ましいと考えます。
- ・受付は、日本皮膚科学会の会員証で行いますので、会員証を必ず持参するように学会HPやプログラム集等で案内してください。また、当日、会員証を持参しなかった方には、仮会員証を渡してください。なお、その際にはご本人確認（免許証）を行い、名刺などをいただいたうえで、仮会員証を渡してください。渡した仮会員証を回収できなかった場合、本学会に仮会員証を渡した方のリストと名刺などの控えをご郵送ください。

■会場前の入室管理について

- ・講演会場の入室の際に日本皮膚科学会会員証を受付端末にかざします。
- ・入室記録情報に基づき、後日単位付与を確定します。例えば、同時間帯で開催する教育講演にそれぞれ受講履歴があったとしても、どちらか一方のみしか認められません。
- ・会場数、会場仕様にあわせてスタッフを主催学会様で手配ください。保守要員として日皮会事務局からのスタッフが必要であれば、当日運営について説明します。

■その他

- ・申請は開催日から3ヶ月程度前にご依頼ください。また、抄録の印刷スケジュールなどに合わせて余裕をもった申請をお願いします。
- ・その他、気になる点などは日本専門医機構のホームページや本会のホームページの情報などをご確認ください。

Q & A について

Q. 皮膚科領域講習として申請可能な内容は、どのようなものでしょうか？

A. 皮膚科領域講習は「皮膚科領域の医師として必要な知識や技能を身につけるのに必要な講習」として妥当と認められたものが対象です。具体的には、研修カリキュラムに記載されている 35 の疾患群に該当する内容、皮膚科の診断技能に該当する内容（医療面接技能、発疹学、病理学）、皮膚科学的検査法（プリックテスト、MED 測定、ダーモスコピーなど）、治療技能（スキンケア、理学療法、手術療法など）または、それらに深く関わる内容であることが求められます。なお、35 の疾患群は次のとおりです。それ以外の「診断技能」や「皮膚科学的検査法」などの詳細は、皮膚科研修カリキュラムをご覧ください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 湿疹・皮膚炎 | 19 褥瘡 |
| 2 紅皮症 | 20 色素異常症 |
| 3 蕁麻疹 | 21 母斑と母斑症 |
| 4 痒疹 | 22 その他の遺伝性皮膚疾患 |
| 5 瘙痒症 | 23 上皮性腫瘍・神経系腫瘍 |
| 6 葉疹 | 24 間葉系腫瘍 |
| 7 血管・リンパ管の疾患 | 25 リンパ腫と類症 |
| 8 紅斑症 | 26 メラノサイト系腫瘍 |
| 9 角化症 | 27 ウイルス感染症 |
| 10 炎症性角化症と膿疱症 | 28 細菌感染症 |
| 11 水疱症 | 29 真菌感染症 |
| 12 膠原病および類症 | 30 抗酸菌感染症 |
| 13 代謝異常症 | 31 性感染症（STI） |
| 14 軟部組織（皮下脂肪組織・筋肉）疾患 | 32 動物性皮膚症・寄生虫症 |
| 15 肉芽腫症 | 33 付属器疾患（汗器官・脂腺・毛髪・爪） |
| 16 太陽光線による皮膚障害 | 34 粘膜疾患 |
| 17 物理・化学的皮膚障害 | 35 全身疾患に伴う皮膚症状 |
| 18 皮膚潰瘍 | |

改訂履歴

改訂日	改訂内容
2019年2月20日	単位申請書（エクセルファイル）申請先メールアドレスを変更